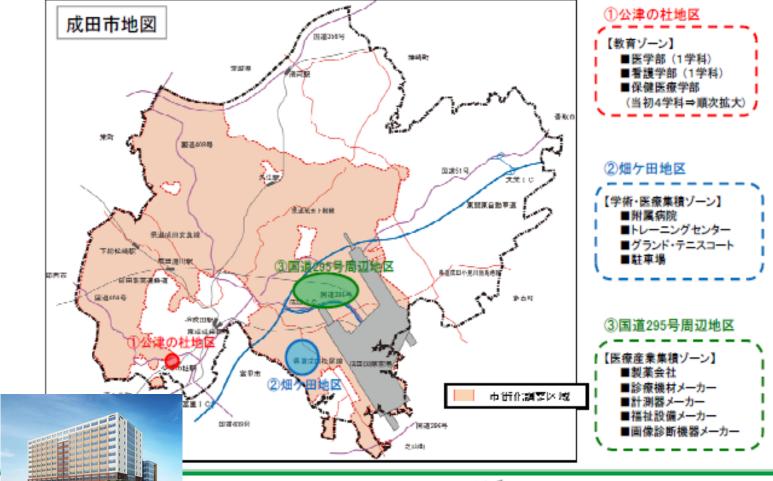




国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ケ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。









目次

- / ° | 1
 - 医療介護総合確保法と地域医療構想
- / ° | 2
 - 2 0 2 0 年改訂へ向けて
- / ° | 3
 - どうなる消費税?
- / ° | 4
 - どうなる7対1
- パート5
 - どうなる地域包括ケア病棟



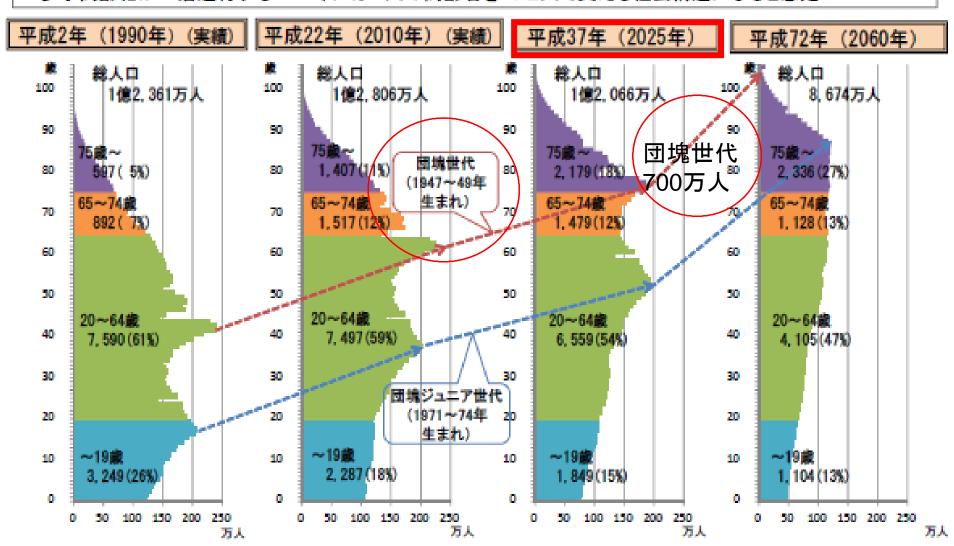
パート1 医療介護総合確保法と 地域医療構想



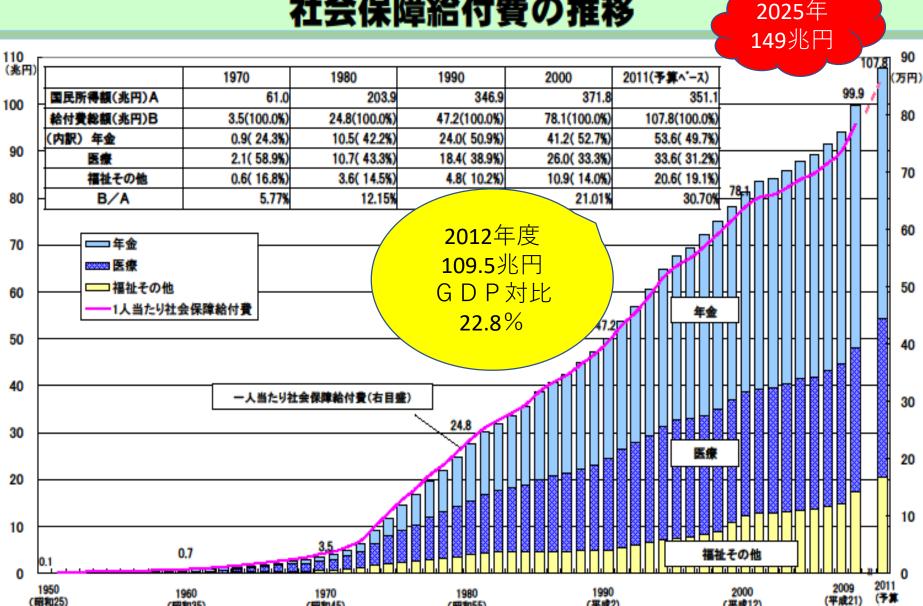
2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論 社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長) が2012年11月30日から始まった

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



社会保障給付費の推移



(昭和55)

(平成12)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(昭和45)

(昭和25)

(昭和35)

(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障・税一体改革関連法案 (2014年8月10日)

- 8月10日に社会保障と 税の一体改革関連法案が 参院本会議で賛成多数で 可決さた。
- 現在5%の消費税率を14年 4月に8%、15年10月に 10%に引き上げることな どを盛り込んだ。
- その背景は・・・ 団塊世代の高齢化と、激 増する社会保障給付費問 題



2012年8月10日、参議院を通過

2019年10月まで 消費増税10%は先送り



8%から10%の2%増税延期で年間4兆円の財源が消える!

地域医療介護総合確保法



社会保障制度改革国民会議最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

地域医療介護総合確保法 可決 (2014年6月18日) 基金の創設: 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための基金を都道府県に創設 (2014年度) 病床機能報告制度: 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導

医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10

一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月)

所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月)

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階

都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整

2014年6月18日

可決成立

(カッコ内は施行時期)

医療

介

護

入(2014年10月)

地域医療構想:

(2015年4月)

月)

的に)



ーネット審議中継 Welcome to the House of Representatives Internet TV

利用方法 お知らせ





社会保障、高齢者中心を是正~さらなる財源が必要~

- ・今後の社会保障政策につ・9月12日、日本経済新いてこれまでの高齢者中 聞インタビュー 心から「全世代型」に見 直す意向を表明
- 幼児教育・保育の無償化
 - さらなる財源が必要!
- <u>2019年10月の消費税率</u> 10%への引き上げ



安倍晋三首相

医療政策は財源問題を基本に、 地域医療計画(地域医療構想) と診療報酬により誘導されている

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

医

療

介

護

 \mathcal{O}

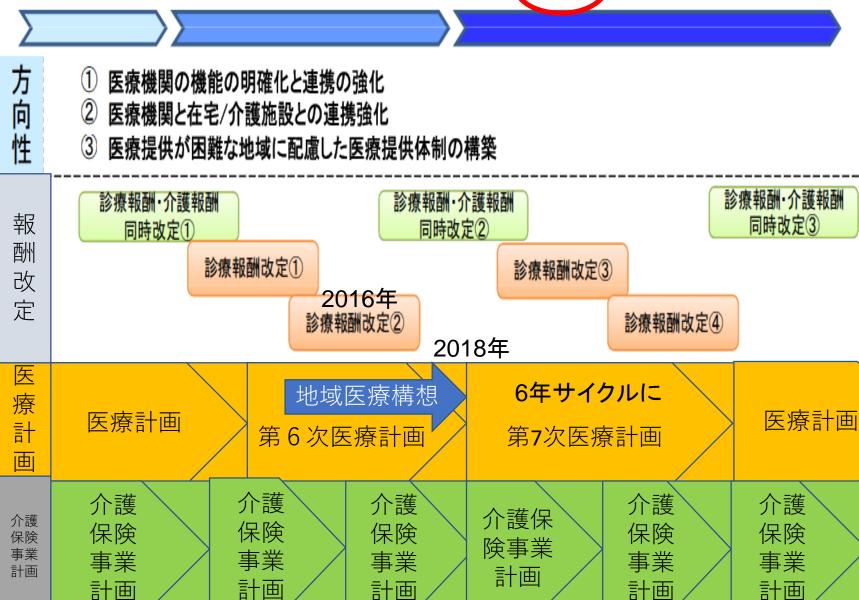
あ

る

ベ

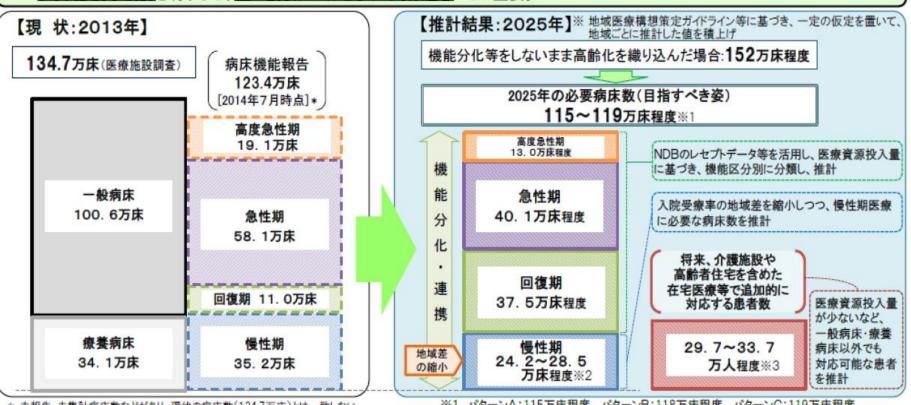
き

姿



2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(全国ベースの積上げ)

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、<u>患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な</u> 場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のな い医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 - (→ 「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医 療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- □>・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 - 慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられる。 よう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。



* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を 選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

医療が変わる

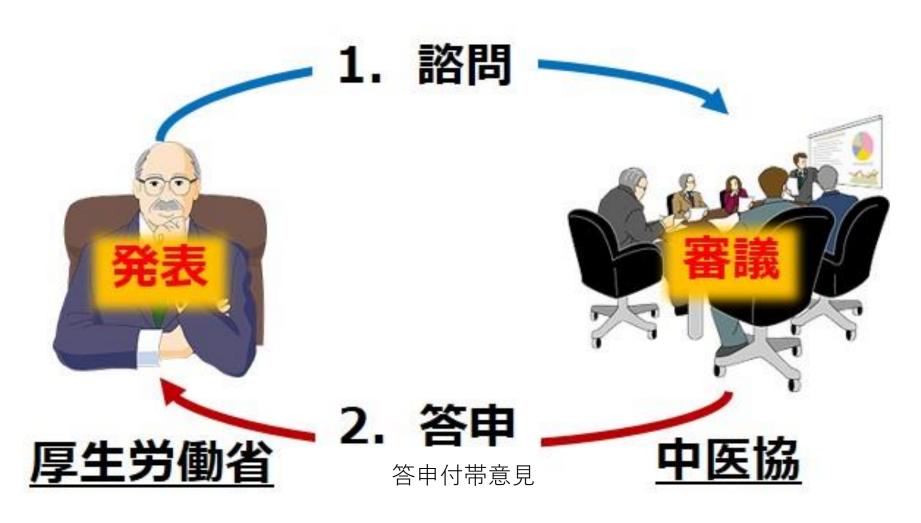
超高齢社会以前	超高齢社会以後
6 0 歳	9 0 歳
単一疾患	多疾患
急性期疾患 侵襲治療	慢性期疾患 薬物治療
とことん完全治癒	そこそこ治癒
病院	地域
単独の職種 単独の場所	多職種を複数の場所

パート2202年改訂へ向けて

中央社会保険医療協議会(中医協)とは?

診療報酬の総元締め

中医協は診療報酬の厚生労働大臣の諮問機関





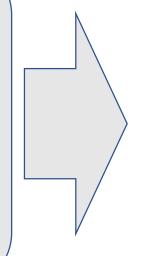
かつて中医協は 強大な権限をもっていた

• 2004年以前

①報酬改定率

②改定の基本方針

③個別の点数設定



2004年以降

内閣

①報酬改定率

社会保障審議会医療部会 ②改定の基本方針

中医協 ③個別の点数設定

中医協を変えた下村・臼田事件(2004年)



- 冒頭陳述で検察側は「かかりつけ初診料」の適用要件が緩和されたと指摘しました。
- ・ 罪状認否で下村被告は「任期が長く、診療報酬にもられなが長く、期待されなが」 性質を損ない申し訳ない」 と謝罪した。

下村健氏 保険局長 社会保険庁長官を務め 中医協委員

中央社会保険医療協議会の関連組織

報告

中央社会保険医療協議会 4

総会 (S25設置)

聴 Ħν

意見

専門部会

特に専門的事項を調査審議させるため必要があるとき、 中医協の議決により設置

診療報酬改定結果 検証部会

所掌:診療報酬が医療現場等 に与えた影響等について

設置:H17 会長:

委員:公益委員のみ

開催:改定の議論に応じて開催

平成22年度2回 平成23年度2回 平成24年度4回

薬価専門部会

所掌:薬価の価格算定ルール を審議

設置:H2

会長:西村万里子(明治学院大 学法学部教授)

委員:支払:診療:公益

=4:4:4

開催: 改定の議論に応じて開催

平成22年度2回 平成23年度14回 平成24年度7回

小委員会

特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う必要があるとき 中医協の議決により設置

診療報酬基本問題 小委員会

]報

所掌:基本的な問題についてあら かじめ意見調整を行う

設置:H3

会長:森田朗(学習院大学法学部

教授)

委員:支払:診療:公益=5:5:6 開催:改定の議論に応じて開催

平成22年度開催なし 平成23年度開催なし

平成24年度5回

調査実施小委員会

所掌:医療経済実態調査 についてあらかじめ

意見調整を行う

設置:S42

会長:野口晴子(早稲田大学

政治経済学術院教授)

委員:支払:診療:公益 =5:5:4

開催:調査設計で開催

平成22年度3回

平成23年度1回 平成24年度3回

専門組織 薬価算定、材料の適用及び技術

的課題等について調査審議する 必要があるとき、有識者に意見を 聴くことができる

薬価算定組織

所掌:新薬の薬価算定等に ついての調査審議

設置:H12

委員長:長瀬隆英

(東京大学大学院教授)

委員:保険医療専門審査員

時期:4半期に一度の薬価 収載、緊急収載等に 応じて、月一回程度

保険医療材料

専門組織

所掌:特定保険医療材料の保

険適用についての調査

見診療報酬調査専門組織

所掌:診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討

委員:保険医療専門審査員

会長:小山信彌(東邦大学医学部特任教授)

■医療技術評価分科会 時期:年1回程度 会長:福井次矢(聖路加国際病院長)

■医療機関のコスト調査分科会 時期:年1回程度 会長:田中滋(慶應義塾大学大学院教授)

■医療機関等における消費税負担に関する分科会

■入院医療等の調査・評価分科会 会長:武藤正樹(国際医療福祉大学大学院教授)

■DPC評価分科会 時期:月1回程度

設置:H12

委員長:松本純夫

審議

(東京医療センター院長)

委員:保険医療専門審査員 時期:4半期に一度の保険

収載等に応じて、3月

に3回程度

費用対効果評価 専門部会

所掌:医療保険制度における 費用対効果評価導入の 在り方について審議

設置:H24

=6:6:4:3

会長:

委員:支払:診療:公益:参考人

開催:改定の議論に応じて開催

保険医療材料 専門部会

所掌:保険医療材料の価格算 定ルールを審議

設置:H11

会長:印南一路(慶應義塾大学総 合政策学部教授)

委員:支払:診療:公益=4:4:4

開催:改定の議論に応じて開催 平成22年度2回 平成23年度9回

平成24年度1回

2018年同時改定から 2020年改訂へ

29.12.20

診療報酬改定について

12月18日の予算大臣折衝を踏まえ、平成30年度の 診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬本体

+0.55%

600億円

各科改定率

医科 +0.63%

歯科 +0.69%

調剤 +0.19%

2. 薬価等

1.74%

1700億円

① 薬価

▲ 1. 65%

※ うち、実勢価等改定 ▲1.36%、

薬価制度の抜本改革 ▲ 0. 29%

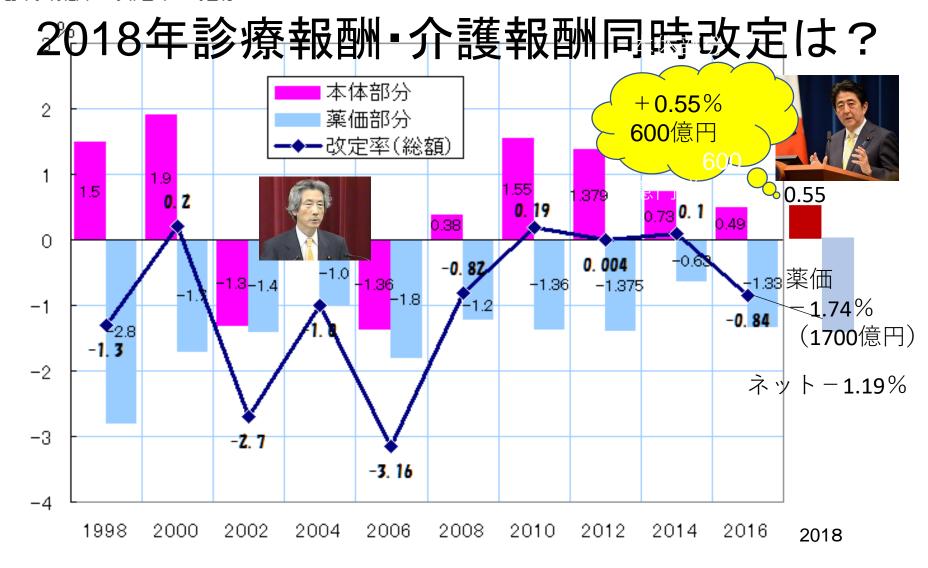
② 材料価格 ▲ 0.09%



なお、上記のほか、いわゆる大型門前薬局に対する評価 の適正化の措置を講ずる。

トリプルプラス改定





(注)2014年度は消費税増税対応分を含む(これを含めないと本体部分は0.1%増)。2016年度の改訂額は、2014年まで含めていた想定より売れた医薬品の価格引き下げも含めると実質マイナス1.03%

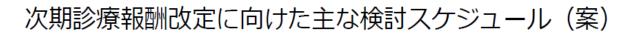
(資料)産経新聞2009.12.24、毎日新聞2012.12.22、2013.12.21、2015.12.22



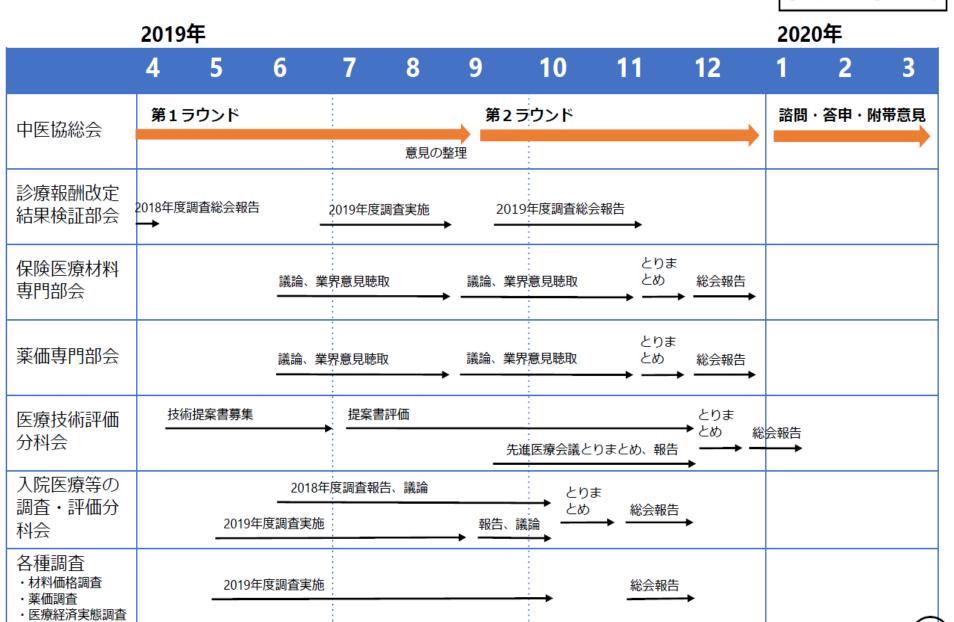
2018年中医協付带意見

- 入院医療
- DPC制度
- 外来、在宅医療、かかりつけ医
- 医薬品の適正使用
- 生活習慣病の医学管理、 オンライン診療
- 医療と介護の連携
- 医療従事者の負担軽減、 働き方改革
- データ利活用
- 歯科診療報酬

- 調剤報酬
- 後発医薬品の使用促進
- 薬価制度の抜本改革
- 費用対効果
- 明細書の無料発行
- 医療技術の評価
- その他



中医協 総-1参考 3 1 . 3 . 6



パート3どうなる消費税

2020年4月改訂の前に 2019年10月消費増税改定が控えている

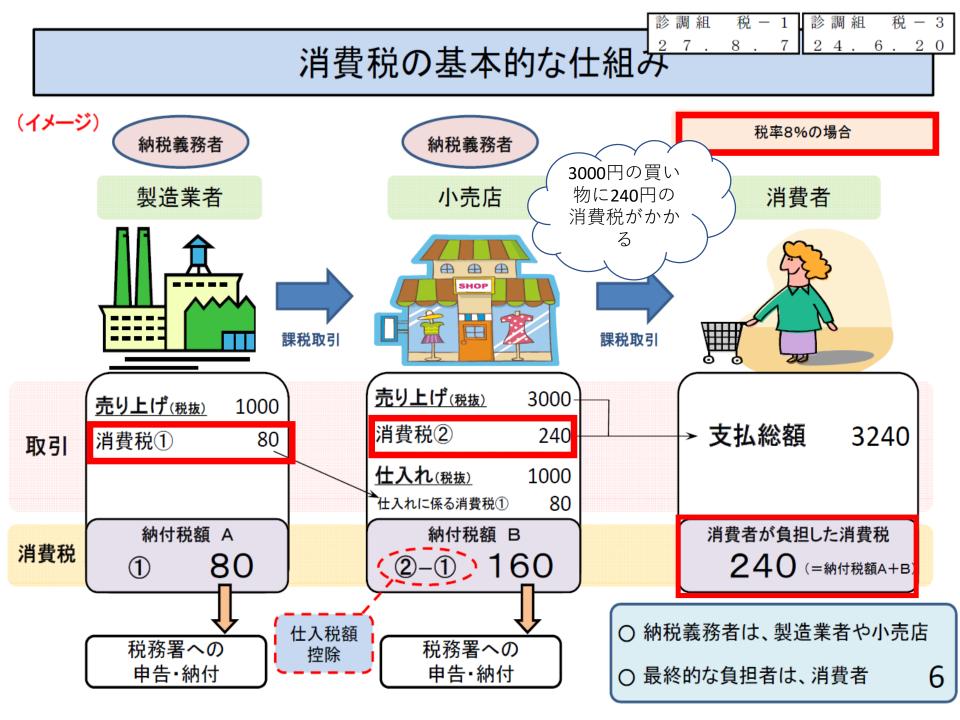
消費税は2019年10月に予定通り引き上げたい(<u>2018年10月14日)</u>

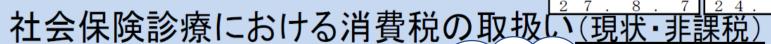


消費増税8%から10%へ

- 1%の増税で2.8兆円の税収があがる
- 2%で5.6兆円、しかし半分が国債返還分にま わる
- 子ども・子育てにも回る
- 医療・介護分は1.4~1.5兆円と言われている

消費税の仕組み





(イメージ) 納税義務者

卸

医療は非課 税取引のた め患者に転 嫁できない

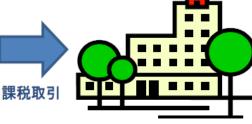
税率8%の場合 療報酬による売り上げ3000は仮定)

患者

保険者等







医療機関







取引

売り上げ(税抜) 1000 消費税② 80 仕入れ(税抜) 900 72 仕入れに係る消費税①

納付税額 消費税

8 仕入税額 税務署への 控除 申告•納付

3000 診療報酬による売り上げ

消費税非課税

1000

< 80

仕入れ(税抜)

仕入れに係る消費税②

社会保険診療は非課税のため、 当該仕入分に係る仕入税額控除 を行えない

納税はしない

支払総額

3000((

患者の自己 負担割合

支払総額

診療報酬 3000(対応分含む

患者の自己 負担割合

- 卸は納税義務者となるが、 医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療において は、当該仕入分に係る仕入税額控除を行 えないため、仕入に係る税負担(本図で は80)は診療報酬で手当てされている。

非課税となる取引とは

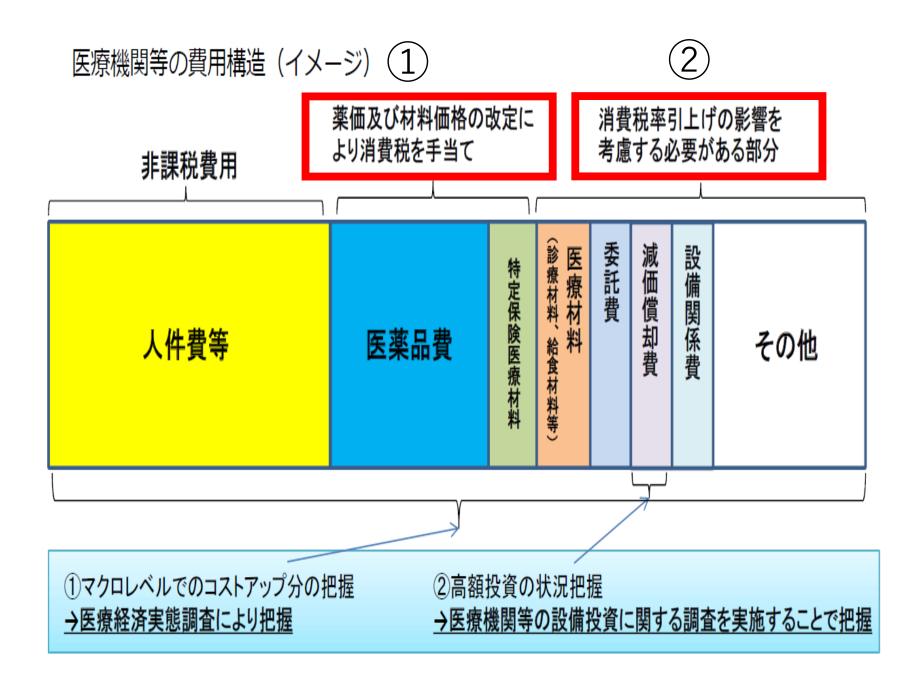
○ 消費税の性格から、**課税対象になじまないもの**や<u>社会政策的な配慮</u>から課税することが適当ではない取引。以下の13項目の取引については「非課税取引」とされている。

【課税対象になじまないもの】

- ① 土地の譲渡及び貸付け
- ② 有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡
- ③ 利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け等
- ④ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡、物品切手等の譲渡
- ⑤ 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供等

【社会政策的な配慮から課税することが適当ではないもの】

- ⑥ 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ⑦ 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等
- ⑧ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ⑨ 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の 提供
- ⑩ 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- ① 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- ① 教科用図書の譲渡
- ① 住宅の貸付け



消費税率8%への引上げ対応時に整理した診療報酬対応

(『診調組 税-2 25.6.21』より抜粋)

	案1 〔基本診療料・調剤基本料〕		案 2 〔個別項目〕	案3 〔1点単価〕
考え方	・基本診療料・調剤基本料に消費 税対応分を上乗せ ※例えば、医科では、診療所は初・再診 料、病院は入院基本料への上乗せが 考えられる	案 1 ′ 〔「高額投資」の加算〕 ・ 平成26年4月以降に「高額投資」を実施した医療機関等への加算を創設 ※「高額投資」は、例えば、診療・調剤に使用する建物等が考えられる	・消費税負担が大きいと 考えられる点数項目に代 表させて、消費税対応分 を上乗せ(平成元年、9年の 対応と同様) ※「高額投資」が必要と考え られる点数項目に配慮	・1 点単価に消費税対 応分を上乗せ
メリット	○全ての医療機関等が上乗せ点 数を算定できる	○「高額投資」を実施した個々の医療機関等の消費税負担に配慮した 手当ができる		○今回の消 費 税対応分 が明確で分かりやすく なる
デメリット	を算定する医療機関等の中では、 上乗せ点数が一律に手当される ※例えば、一定の施設類型ごとの消 費税負担の大きさに配慮するため、 入院基本料の類型(一般病棟、療養病棟 精神病棟等)ごとの消費税負担額(薬	実施された「高額投資」の用途・額・ 時期等の審査が必要となるが、実際 上は困難 ●加算分だけ基本診療料・調剤基本	への指摘(例:限られた 項目に配分する方法は透 明性・公平性に欠ける)	●医科・歯科・調剤を 通じて、全ての医療機 関等に一律に手当され る ●仮に課税転換する場 合は、過去の消費税対 応分も含めて1点単価 で調整すると、1点単 価が10円を下回ること となる

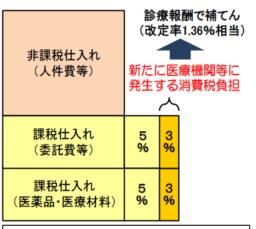
消費税率8%引上げ時の対応(平成26年度改定)

診調組 税 - 12 7 . 8 . 7

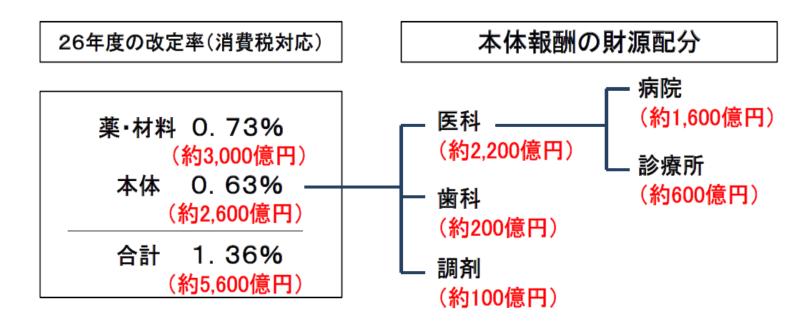
29

- 平成26年4月の消費税引上げでは、医療機関等の実態調査に基づき、消費税対応分として、必要額(診療報酬改定全体土 1.36%)を確保。
 - ◆診療報酬本体(+0.63%)
 - ・・・多くの医療機関等に手当される等の観点から、初再診料、 入院基本料等の基本的な点数に上乗せ
 - ◆薬価·特定保険医療材料価格(+0.73%)
 - ・・・市場実勢価格に消費税3%分を上乗せ

医療機関等の仕入れの構造



全ての仕入れ価格が3%引き上げられるわけでない(非課税仕入れが存在)ので、改定率は1.36%相当



診調組 税 - 2 27.11.30

2015年11月30日

消費税率8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果について

消費税率5%から8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果② (病院)

○ 病院全体としての補てん率は100%を上回った一方で、特定機能病院やこども病院の補てん率は100%を下回った。

(1施設・1年間当たり)

	病院全体	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乗せ分 (A)	28,167 千円	27,751 千円	12,925 千円	233,702 千円	93,600 千円
3 %相当負担額 (B)	27,518 千円	27,408 千円	9,612 千円	238,242 千円	98,118 千円
補てん <u>差</u> 額 (A – B)	649 千円	343 千円	3,314 千円	▲4,540 千円	▲4,518 千円
補てん率 (A/B)	102.36 %	101.25 %	134.47 %	98.09 %	95.39 %
医業·介護収益 (c)	3,757,894 千円	3,782,823 千円	1,525,851 千円	27,158,301 千円	11,092,767 千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合 ((A - B) / C)	0.02 %	0.01 %	0.22 %	▲ 0.02 %	▲ 0.04 %
集計施設数	(1,044)	(781)	169	78	16

[※] 病院全体、一般病院の値は、施設の類型別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したもの

第20回医療経済実態調査及びレセプト情報・特定健診等情報データベースを基に、 厚生労働省保険局医療課において推計

診調組 税 - 1 3 0 . 7 . 2 5

2018年7月25日

控除対象外消費税の診療報酬による 補てん状況把握 〈平成28年度〉

平成28年度 補てん状況把握結果②-1 【病院】

- 病院全体としての補てん率は、85.0%であった。
- 一般病院は85.4%、精神科病院は129.0%、特定機能病院は61.7%、こども病院は71.6%であった。

(1施設・1年間当たり)

	病院全体	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乗せ分 (A)	17,860千円	16,865千円	12,667千円	148,716千円	79,688千円
3%相当負担額 (B)	21,005千円	19,739千円	9,820千円	241,114千円	111,307千円
補てん <u>差</u> 額 (A – B)	▲3,145千円	▲2,874千円	2,847千円	▲92,398千円	▲31,619千円
補てん率 (A/B)	85.0%	85.4%	129.0%	61.7%	71.6%
医業·介護収益 (c)	2,964,340千円	2,844,417千円	1,473,927千円	28,686,225千円	13,186,547千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	▲ 0.10 %	0.19 %	▲ 0.32 %	▲0.24%
集計施設数	(994)	(785)	121	68	20
平均病床数	(248)	(194)	237	839	455

[※] 病院全体、一般病院の値は、施設の類型別に算出した値を、全国施設数(平成28年度医療施設調査)に応じて加重平均したもの。

補てん不足、バラつきの理由

- ・補てん不足
 - 「NDBデータの抽出時に、複数月にまたがる入院日数について各月重複してデータを抽出した」ため。
- バラつきの理由
 - 病院の総収入に入金基本料が占める割合が病院類型ごとにバラついていたため。
 - 特定機能病院は手術料などが大きく、総収入にしめる入院基本料の割合が小さいため、補てん率が下がったと考えられる。



今後の対応① 厚生労働省保険局

• 過去の調査では、病 院種別や入院種別で 相当のばらつきが確 認された。このバラ つきにどのように対 応する必要があるか、 検証調査のさらなる 精緻化、複数回調查 の実施なども含めて 検討しなければなら ない



森光敬子保険局医療課長

今後の対応② 日本医師会

これまでの診療報酬 で補てんする制度を 前提とした上で、 「補てん額を上回る 仕入れ消費税額を医 療機関が負担してい る場合にはその超過 額の税額控除(還 付)を認める新たな 制度」を求めている



日本医師会今村聡副会長

今後の対応③ 財務省

- <u>①医療保険制度内での対応</u> とすること
- ②総額において医療機関等 が負担する仕入れ税額相当 額の範囲内での対応とする
- ・に類のにた護いを所に類のののを間がある。 (制度) 人づで置でる所らのお総行のも対所らのお総行のも対所が関係では、当配類が関係では、当記類が関係を関係が対象がである。 (制度) と、当記類が関係が対象がである。 (制度) と、当記類が関係が対象がである。 (制度) と、当記類がである。 (制度) と、当記類がである。 (制度) と、当記類がである。 (制度) と、当記類がである。 (制度) と、当記数がである。 (制度) と、当記数がである。 (制度) というでである。 (制度) というである。 (制度) というでは、 (対象) というである。 (制度) というでは、 (対象) というである。 (対象) というではない。 (対象) というである。 (対象) というではないる。 (対象) というではないる。 (対象) というである。 (対象) というではないる。 (対象) というないる。 (対象) というな



消費稅対応 2019年診療報酬改定方針



- 2019年に実施する診療 報酬改定をにらみ、配 点方法の見直し案を示 した。
- 年明けに案を作成する

2018年10月31日中医協



消費稅率10%対応診療報酬改定(2019年10月)

全体改定率 +0.88% (満年度分 4100億円)

1. 診療報酬改定 + O. 4 1 % (約1900億円) (2019 年 10 月実施)

> 各科改定率 医科 + O. 48% (約1600億円) 歯科 + O. 57% 調剤 + O. 12%

- 薬価等 (2019年10月実施)
 - ① 薬価 ▲ 0. 51%※ うち、消費税対応分 + 0. 42%実勢価改定等 ▲ 0. 93%
 - ② 材料価格 + 0.03%※ うち、消費税対応分 + 0.06%実勢価改定 ▲ 0.02%
 - *告示は2019年10月近く

パート4 どうなる7対1?



中医協総会

改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、今回の改定が6年に一度の介護報酬との同時改定であり、2025年以降も見据えて 医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目となることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築 と医療機能の分化・強化、連携の推進に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上



診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会 委員名簿

氏 名	所属
池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
池端幸彦	医療法人池慶会 理事長
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
おかむら よしたか 古隆	公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長・学長
尾形 裕也	東京大学 政策ビジョン研究センター 特任教授
神野正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
島弘志	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 病院長
*************************************	法政大学経済学部 教授
武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみやなるを	筑波大学 医学医療系 教授
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
ふじもり けんじ 藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科 公共健康医学講座
135 AV HV 1-1	医療管理学分野 教授
本多 伸行	健康保険組合連合会 理事
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

〇:分科会長

入院医療のポイント7対1入院基本料の見直し

看護師配置数と重症患者割合 (重症度、医療・看護必要度)

現在の7対1入院基本料における評価指標

評価指標	評価期間 (①患者単位、②病棟単位)	施設基準
(1) 重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の1か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2)平均在院日数	①1入院あたり ②直近3か月	18日以内
(3)在宅復帰率	① 1 入院あたり ②直近 6 か月間	8割以上

一般病棟における重症度、医療・看護必要度の見直しの考え方 2016年改定

○ 入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめを基に、これまでの中医協において資料として提示した考え方を、以下のとおり整理した。

Aモニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	/
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	/
4 心電図モニターの管理	なし	あり	
5 シリンジポンプの管理	なし	あり	
6 輸血や血液製剤の管理	なし	あり	/
7 専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ) ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ) ④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理 ⑤ 放射線治療 ⑥ 免疫抑制剤の管理、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ) ⑧ 抗不整脈剤の使用 (注射剤のみ) ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用 ⑪ ドレナージの管理	なし		あり
⑪無菌治療室での治療	なし		あり
8 救急搬送(搬送日より1~2日間程度)	なし	//	あり

В	患者の状況等	0点	1点	2点
1	寝返り	できる	何かにつまれ ばできる	できない
2	危険行動	ない		ある
	診療・療養上の指示が じる	はい	いいえ	
4	移乗	できる	見守り・一部介 助が必要	できない
5	口腔清潔	できる	できない	
6	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

○ 手術等の医学的状況	0点	1点
① 開胸・開頭の手術(術当日より5~7日間	問程度)	
② 開腹・骨の観血的手術(術当日より3~	5日間程度)	45.11
③ 胸腔鏡・腹腔鏡手術(術当日より2~3E	間程度)	ത്യ
④ その他の全身麻酔の手術(術当日より1	~3日間程度)	

重症者の定義

A得点が2点 以上かつ B得点が3点 以上の患者

A得点が 3点以上の 患者

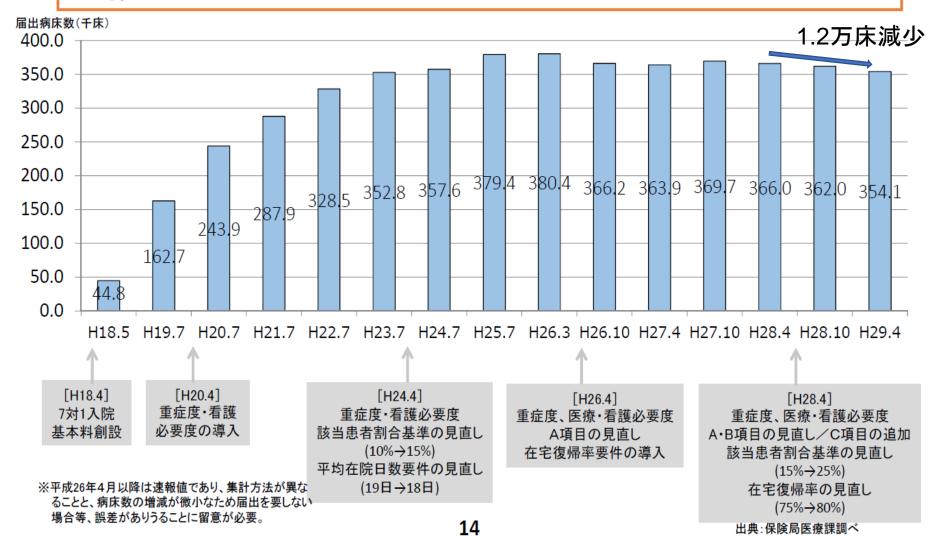
又は

C 1得点が 1点 以上の患者

2016年改定の7対1への影響

一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移

- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年に創設されて以降増加。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加は緩やかになり、平成26年度以降は横ばいからやや減少の傾向となっている。



2018年診療報酬改定

7対1, 10対1を統合・再編して 新評価体系へ

一般病棟(7対1)の施設基準による評価について

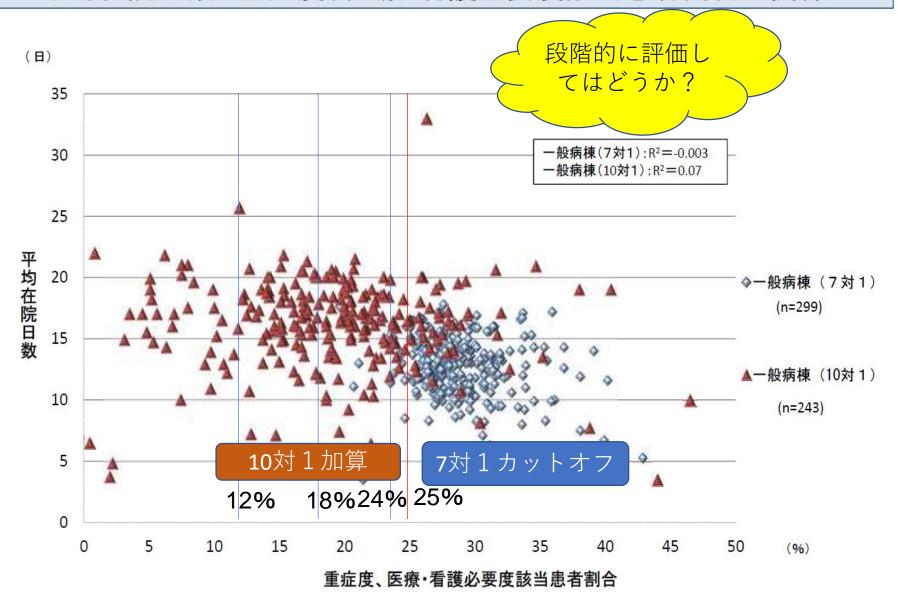
評価項目	評価期間 (①患者単位、②病棟単位)	基準値 (カットオフ値)
(1)重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の 1 か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2)平均在院日数	① 1 入院あたり ②直近 3 か月	18日以内
(3)在宅復帰率	① 1 入院あたり ②直近 6 か月間	8割以上

一般病棟(10対1)の加算による評価について

【加算の概要】

名称	点数(1日につき)	基準値
看護必要度加算1	55点	該当患者割合が2割4分以上
看護必要度加算2	45点	該当患者割合が1割8分以上
看護必要度加算3	25点	該当患者割合が1割2分以上

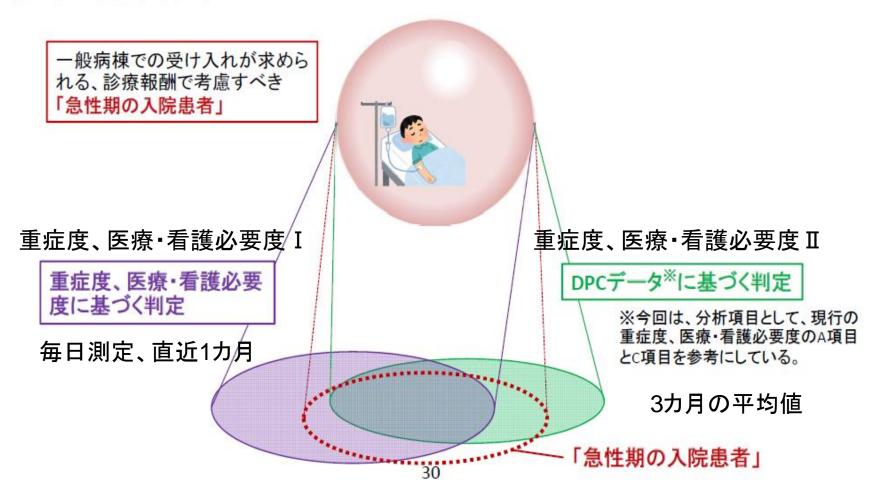
平均在院日数と重症度、医療・看護必要度該当患者割合の関係



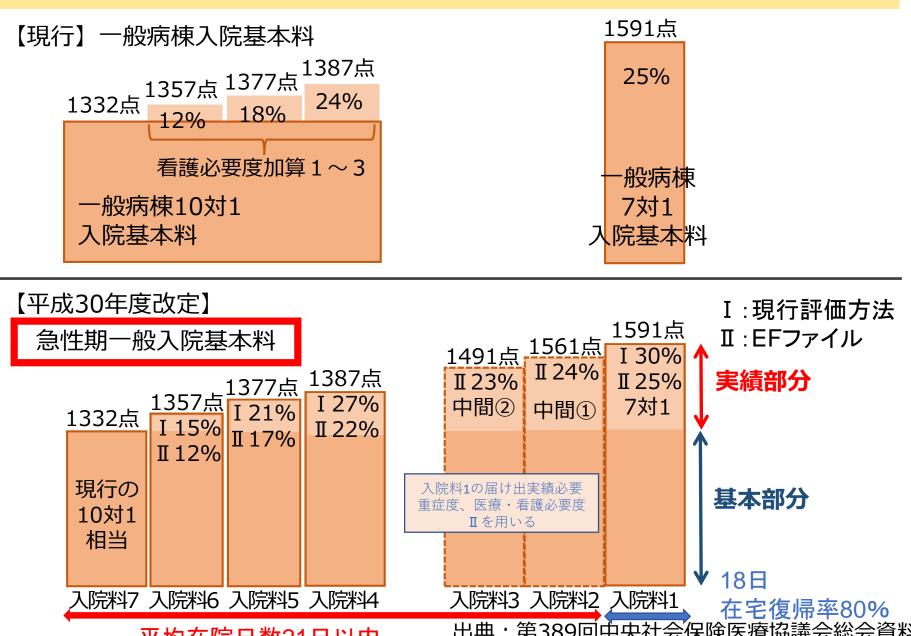


急性期の入院医療における医療・看護の必要性の高い重症な患者を 把握する手法の分析に係る概念図

○ 今回の分析の目的は、医療・看護の必要性が高い重症な患者であって、一般病棟での受け入れが求められる、診療報酬で考慮すべき、「急性期の入院患者」を、把握する評価手法としての合理性等を確認し、手法の特性に応じた整理するもの。



一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の再編・統合の具体的なイメージ



平均在院日数21日以内

出典:第389回中央社会保険医療協議会総会資料

急性期一般入院料と地域一般入院料の改定後の現状(2018年6月)

2017年	F11月	2018年6月									
一般病棟入 院基本料	合計	急性期 一般入院料1	急性期 一般入院料 2	急性期 一般入院料 3	急性期 一般入院料 4	急性期 一般入院料 5	急性期 一般入院料 6	急性期 一般入院料 7			
7対1	1,527	1,480	26	0	3	2	2	0			
10対1	2,177	29	4	0	459	689	508	431			
13対1	402	0	0	0	2	6	9	5			
15対1	744	0	0	0	0	0	1	2			

2017年	∓11月	2018年 6 月						
一般病棟入 院基本料	合計	地域 一般入院料1	地域 一般入院料 2	世域 一般入院料 3	その他			
7対1	1,527	2	0	0	12			
10対1	2,177	12	1	4	40			
13対1	402	217	143	8	12			
15対1	744	11	13	699	18			

7対1からのランクダウン45病院 10対1からのランクアップ33病院 差し引き1200床の減 (日本アルトマーク調べ) 2018年11月時点で、7対1病床は 1年前から比べて6498床減

入院医療分科会の再編・統合 ~DPCなど2つのWG設置、内容は非公開に~



中医協総会 2018年5月23日

- 入院医療に関する診療報酬の技術的な検討を行う「入院医療等の調査・評価分科会」と「DPC評価分科会」を再編・統合
- 新たな分科会の下に 「DPCワーキンググループ」(仮称)と「診療 情報・指標等ワーキングループ」(同)を ジングループ」(同)を 設置する厚生労働省案 が了承された。



入院医療分科会の再編・統合

分科会長 武藤

入院医療等の調査・評価分科会

DPC評価分科会

現 行

分科会長 尾形

入院医療等の調査・評価分科会

DPCワーキンググループ (仮称)

診療情報・指標等ワーキンググループ (仮称)

再編後のイメージ

- ODPCワーキング(山本班長)DPC(診断群分類)、
 - 医療機関別係数等に関する
 - 調査研究・結果分析
- ○診療情報・指標等ワーキング (池田班長)

データ提出加算の提出データ、

医療ニーズやアウトカム等の

指標等に関する調査研究・

結果分析など



2020年改訂大胆予測

- ○7対1は消える?
- ●○基本部分が看護師数のみの評価から多職 種評価になる?
- ○実績部分に再入院率が導入される?
- ・○重症度、医療・看護必要度 II に統一 (B項目がなくなる?)
- ●○地域医療構想との関係で急性期機能の選別が始まるだろう

7対1は消える?

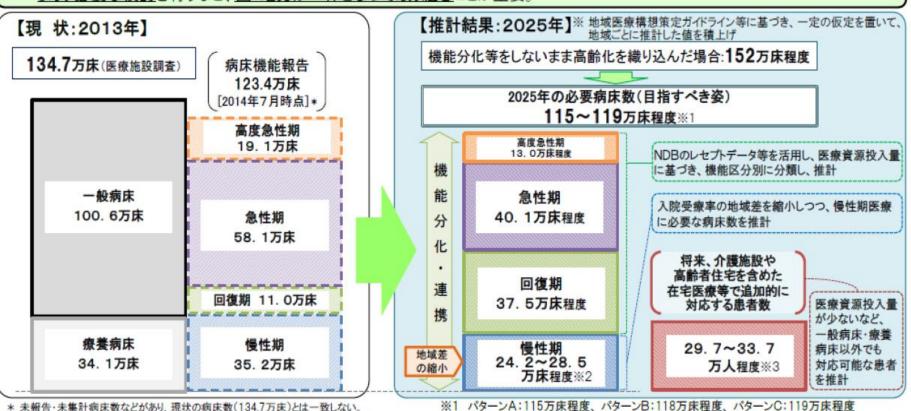
- 7対1、10対1は新入院評価体系へ・・・
- ・基本部分は10対1、実績部分の評価は重症度、 医療・看護必要度 Ⅱ へ
- 基本部分、実績部分の内容見直しも今後起きる
- 看護配置に基づく入院基本料から、実績に基づく新入院評価体系へ
- 実績を達成するための入院基本料への変換

看護師集めてなんぼの世界から 実績達成してなんぼの世界へ

診療報酬と 地域医療構想との関係で 急性期機能が選別される?

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(全国ベースの積上げ)

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、<u>患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な</u> 場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のな い医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 - (→ 「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医 療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- □>・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 - 慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられる。 よう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。



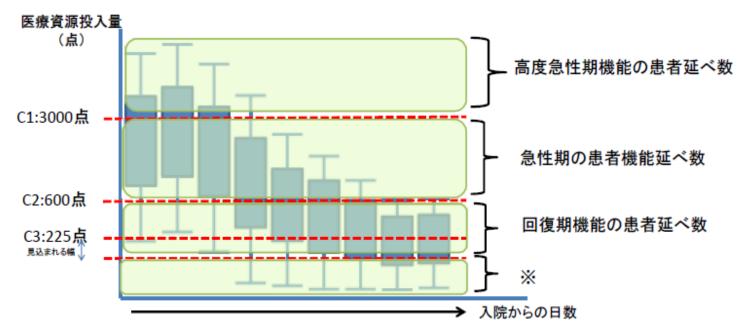
- * 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を 選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。
- ※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度
- ※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

医療需要から 病床機能別病床数を推計

- 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 (2014年10月31日)
 - 1日当たりの「医療資源投入量」の多寡で医療需要(患者数)を推計→病床機能別病床数を推計
 - DPCデータとNDBから、患者に対する個別の診療行為を診療報酬の出来高点数に換算して入院日数や入院継続患者の割合などと比較して医療資源投入量を算出
 - <u>医療資源投入量(1日あたり入院医療費から入院基本料とリハを除いた出来高部分、医薬品、検査、手術、処置、画像など)</u>
 - <u>医療資源投入量の高い段階から順に、高度急性期機能・急性</u> <u>期機能・回復期機能・慢性期機能の4つの医療機能を位置付ける</u> <u>る</u>

高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方

- 医療資源投入量の推移から、高度急性期と急性期との境界点(C1)、急性期と回復期との境界点(C2)となる医療資源投入量を分析。
- 在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる境界点(C3)を分析した上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み、回復期機能で対応する患者数とする。なお、調整を要する幅として見込んだ点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等※の患者数として一体的に推計することとする。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- C1を超えている患者延べ数を高度急性期機能の患者数、C1~C2の間にいる患者延べ数を急性期機能の患者数、C2~C3の間にいる患者延べ数を回復期機能の患者数として計算。



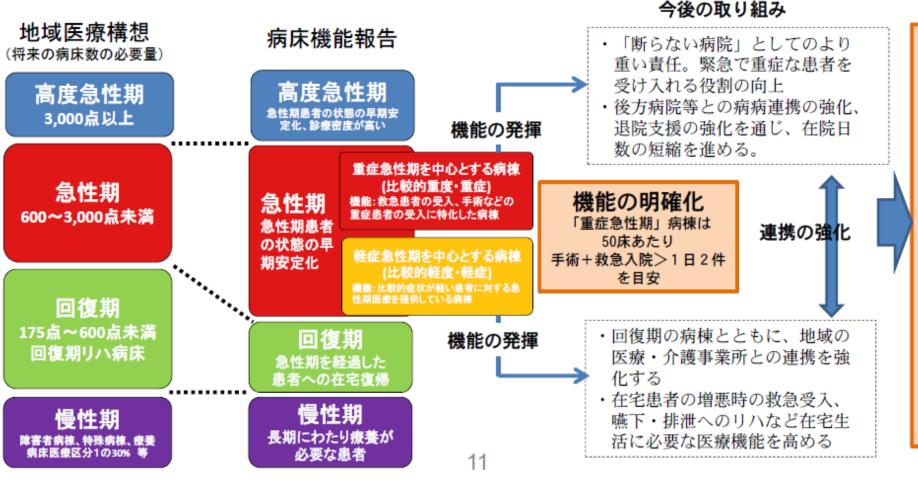
※ 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。



全ての疾患で合計し、各医療機能の医療需要とする。

急性期の報告の「奈良方式」

● 平成29年の病床機能報告に加え、奈良県の独自の取り組みとして、急性期を重症と軽症に区分する目安を示したうえで報告を求め、施策の対象となる医療機能を明確化し、より効果的な施策の展開を図る。(第7次保健医療計画にも反映させる予定。)



具体的な医療の内容に関する項目と病床機能



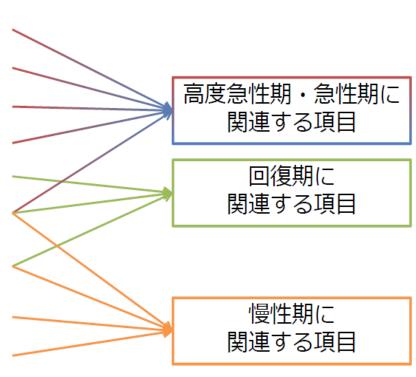
第7回地域医療構想に 関するWG 資料2-1 (H29.7.19)

○ 本資料における結果の整理に当たって、病床機能報告における「具体的な医療の内 容に関する項目」と、病床機能との関連性を以下のとおり仮定。

【具体的な医療の内容に関する項目】

<様式2>

- 3. 幅広い手術の実施状況
- 4. がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況
- 5. 重症患者への対応状況
- 6. 救急医療の実施状況
- 7. 急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況
- 8. 全身管理の状況
- 9.疾患に応じたリハビリテーション・ 早期からのリハビリテーションの実施状況
- 10. 長期療養患者の受入状況
- 11. 重度の障害児等の受入状況
- 12. 医科歯科の連携状況



具体的な医療の内容に関する項目と病床機能



第7回地域医療構想に 関するWG 資料2-1 (H29.7.19)

急性期機能を選択した病棟について、「具体的な医療の内容に関する項目」の実施 の有無を確認。

※ 平成28年度病床機能報告において、様式1で急性期機能を報告している病院の病棟のうち、様式2で以下の項目でレセプト件数、算定日数、

算定回数が全て0件と報告された病棟数を算出

急性期病棟と報告している病棟 (11,459病棟)



3. 幅広い手術の実施状況

○全項目該当なし:895病棟(約8%)

4. がん・脳卒中・心筋梗塞 等への治療状況

○全項目該当なし: 1.572病棟(約14%)



5. 重症患者への対応状況

○全項目該当なし: 9,955病棟(約87%)

6. 救急医療の実施状況

○全項目該当なし: 2,170病棟(約19%)

8. 全身管理の状況

○全項目該当なし:610病棟(約5%)

重症 の対応

- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料
- 救急搬送診療料
- •観血的肺動脈圧測定
- 持続緩徐式血液濾過
- 大動脈バルーンパンピング法
- •経皮的心肺補助法
- •補助人工心臓•植込型補助人工心臓
- •頭蓋内圧持続測定
- •血漿交換療法
- •吸着式血液浄化法
- •血球成分除去療法

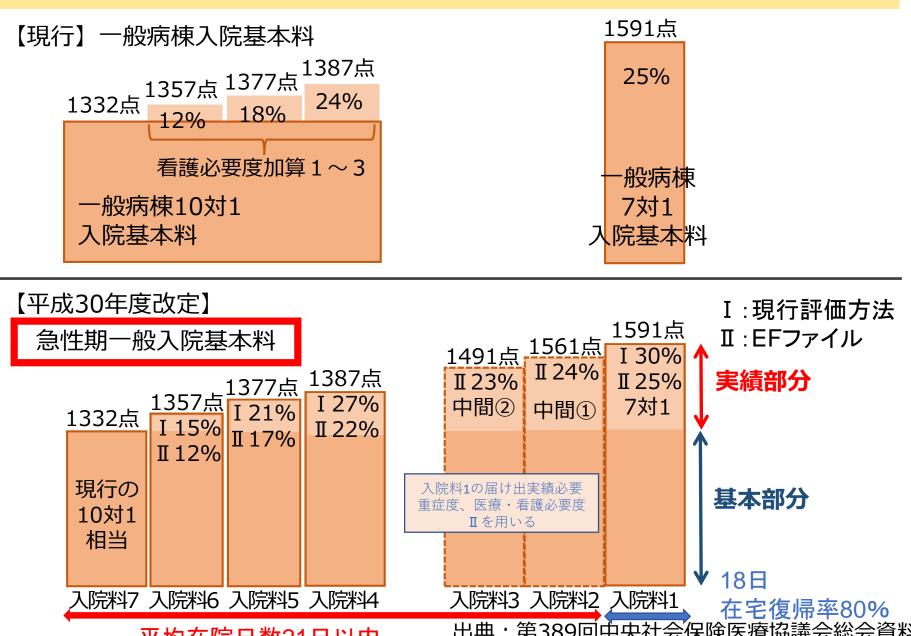
- 中心静脈注射
- •呼吸心拍監視
- •酸素吸入
- 観血的動脈圧測定
- ドレーン法
- ・胸腔若しくは腹腔洗浄
- 人工呼吸
- •人工腎臓
- •腹膜灌流
- 経管栄養カテーテル交換法

医政局地域医療計画課調べ (平成29年7月時点)

急性期機能の選別化

診療実績値や臨床指標を用いた 選別化が起きるだろう

一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の再編・統合の具体的なイメージ



平均在院日数21日以内

出典:第389回中央社会保険医療協議会総会資料

パート5 どうなる地域包括ケア病棟

病床機能区分の急性期、回復期の主流と なる病棟

地域包括ケア病棟

- ・地域包括ケア病棟の役割・機能
 - ①急性期病床からの患者受け入れ
 - 重症度・看護必要度
 - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
 - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
 - ③在宅への復帰支援
 - 在宅復帰率
- データ提出
 - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている 医療内容に関する D P C データの提出

地域包括ケアの地

の地域医療に果たす役割を踏まえた要件(案)

中 医 協 総 一 2 2 5 . 1 1 . 2 7 (改

注:介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。

急性期



①急性期からの受け入れ

入院患者の重症度、看護必要度の設定 なと

亜急性期·回復期等

実際には

④「一般病棟代替機能」 もある。

短期滞在手術 化学療法 糖尿病教育入院 レスパイト入院

②在宅•生活復帰支援

在宅復帰率の設定 など

長期療養 介護等



③緊急時の受け入れ

- 二次救急病院の指定
- ・在宅療養支援病院の届出 など



地域包括ケア病棟・病室における患者の流れ

診調組 入一1 29.6.7

- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の入棟元をみると、自院の7対1、10対1病床からの患者が最も多い。
- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の退棟先をみると、自宅への退棟が約6割で、そのうち在宅医療の 提供のない患者が大部分を占める。

【入棟元】(n=1,395)

自宅	26. 7%	
	自院の7対1、10対1病床	49. 4%
自院	自院の地域包括ケア・回リハ病床	0. 4%
	自院の療養病床	0. 0%
	他院の7対1、10対1病床	13. 5%
他院	他院の地域包括ケア・回リハ病床	0. 1%
	他院の療養病床	0. 4%
介護	0. 1%	
介護	1. 2%	
介護	1. 2%	
居住	2. 9%	
障害	0. 0%	
そのイ	1. 9%	
不明	2. 2%	

出典: 平成28年度入院医療等の調査(患者票)

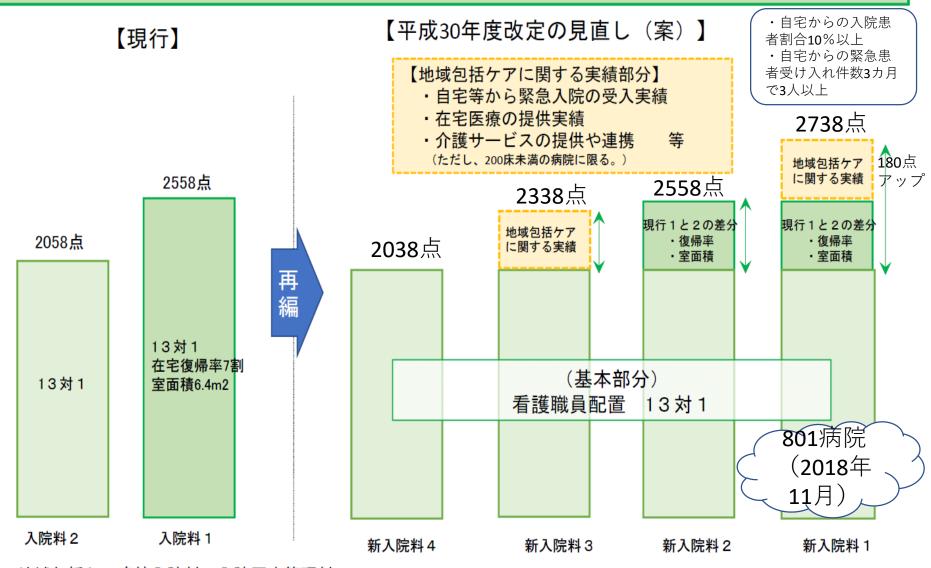
地 域 包 括 ケ 病 棟 病 室

【退棟先】 (n=438)

	自宅		在宅医療の提供あり	7. 3% 55. 0%				
65	-		在宅医療の提供なし					
自宅等	介護老人福祉施設 (特養)							
寸	居住系介護施設(グループホーム等)							
	障害	者支援施設		0.0%				
	一般	病床		1. 4%				
	地域	包括ケア病床・回復	夏期リハ病床	0. 9%				
自院	唐羊		在宅復帰機能強化加算あり					
	療養		在宅復帰機能強化加算なし					
	その他の病床							
	一般病床							
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床							
他院	唐羊		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%				
	療養	内体	在宅復帰機能強化加算なし	0. 5%				
	その	他の病床						
方中 [®]	多療所		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%				
有坏。	乡原別		在宅復帰機能強化加算なし	0. 2%				
		介護療養型医療施	設	0. 5%				
介護	bt: ≘n.		在宅強化型					
) でで	他政	介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算あり	0. 5%				
			上記以外	3. 2%				
死亡证	退院			3. 2%				
その他								
不明				11. 2%				
				•				



地域包括ケア病棟入院料の再編・統合のイメージ



地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料

(新) 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料

地域包括ケア病棟 2191病院、73,832 床(2018年6月)

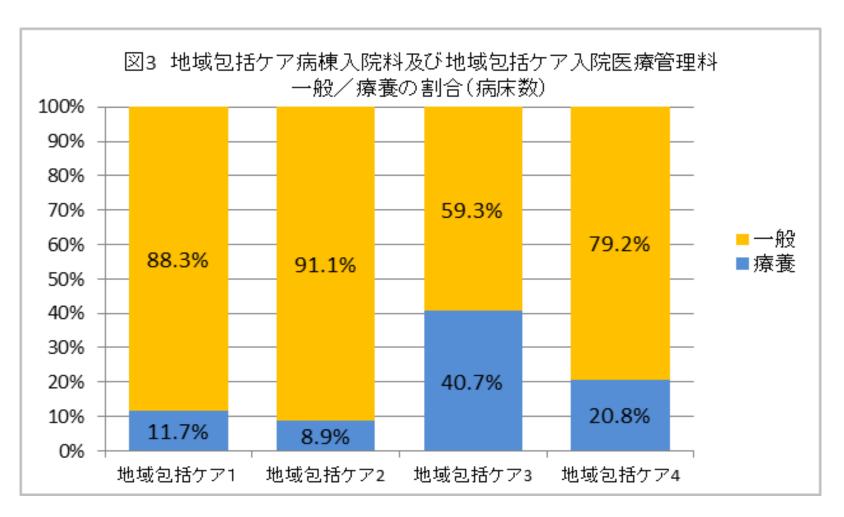




■地域包括ケア1 ■地域包括ケア2 ■地域包括ケア3 ■地域包括ケア4 (日本アルトマーク調べ)

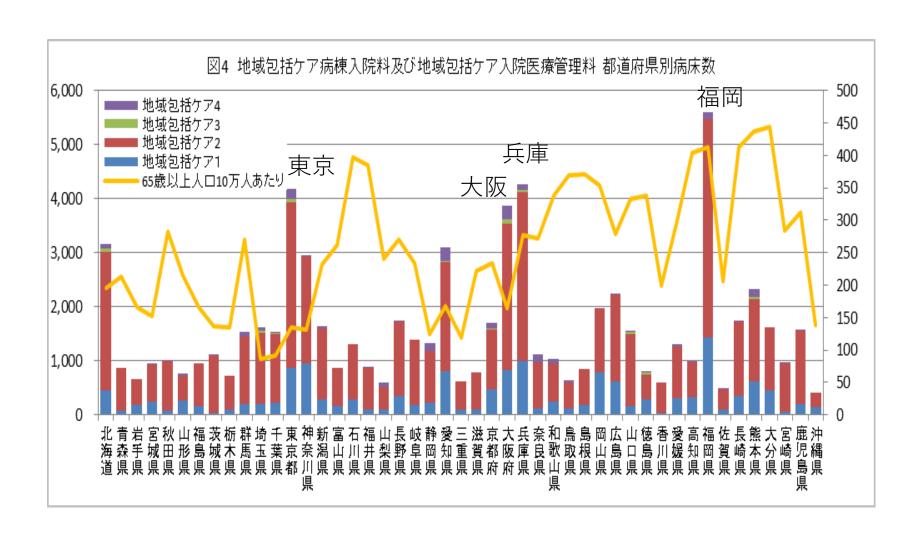
地域包括ケア病棟

一般病床からの転換9割、療養からの転嫁1割

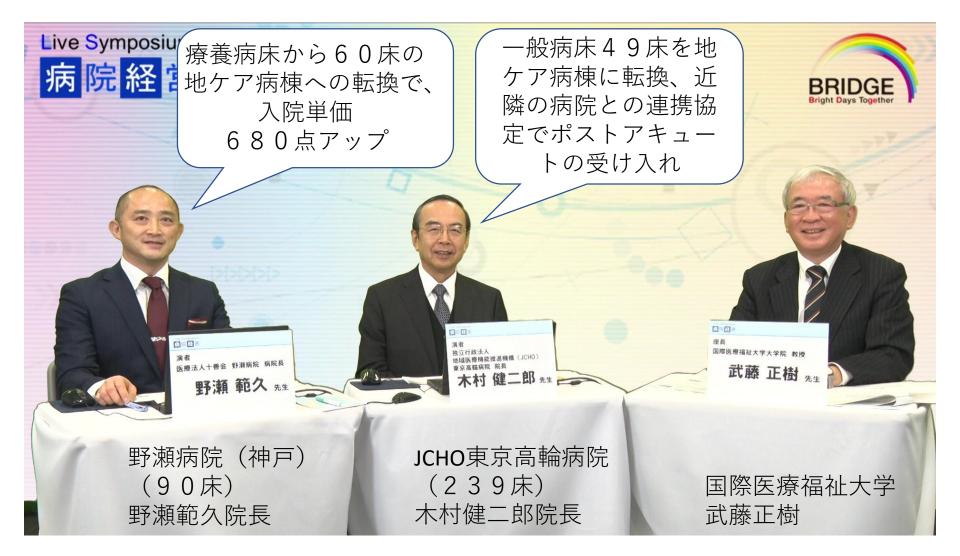


日本アルトマーク調べ

都道府県別地域包括ケア病棟



地域包括ケア病棟ウェブセミナー (2019年1月21日)



回復期リハビリテーション



2017年10月25日 中医協

回復期リハビリテーション病棟のアウトカム評価に係る計算式等について②

効果の実績の評価基準

3か月ごとの報告において報告の前月までの6か月間に退棟した患者を対象とした「実績指数」が2回連続して27未満の場合

各患者の (FIM得点[運動項目]の、退棟時と入棟時の差) の総和 実績指数 =

入棟から退棟までの在棟日数 各患者の 状態ごとの回復期リハビリテーション病棟入院料の算定上限日数

実績指数の計算対象

- 報告月の前月までの6か月間に退棟した患者(平成28年4月以降に入棟した患者のみ
- ただし、以下の患者を除外

必ず除外する患者

- 在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を一度も算定しなかった患者
- 在棟中に死亡した患者

まとめて除外できる患者

回復期リハビリテーション病棟に高次脳機能障害の患者が特に多い(退棟患者の4割以上)保険医療機関では、高次 脳機能障害の患者を全て除外してもよい。

(高次脳機能障害の患者とは、入院料の算定上限日数が180日となっている、高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の 頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の患者)

医療機関の判断で、各月の入棟患者数(高次脳機能障害の患者を除外した場合は、除外した後の数)の3割以下の範囲で除外できる患者

- 入棟時にFIM運動項目の得点が20点以下の患者 · 入棟時にFIM運動項目の得点が76点以上の患者
- 入棟時にFIM認知項目の得点が24点以下の患者 · 入棟時に年齢が80歳以上の患者
- 除外の判断は遅くとも入棟月分の診療報酬請求までに行うことが必要。 (除外に当たっては、除外した患者の氏名と除外の理由を一覧性のある台帳に順に記入するとともに、 当該患者の入棟月の診療報 酬明細書の摘要欄に、実績指数の算出から除外する旨とその理由を記載する。)
- ※ 在棟中にFIM運動項目の得点が1週間で10点以上低下したものは、実績指数の算出において、当該低下の直前に退棟したものと見なすことができる。

27未満が連続 するとペナル テイの対象 に!

の総和

平成28年度診療報酬改定説明会(平成28年3月4日開催)資料等

回復期リハ病棟における実績指数と平均在院日数・在宅復帰率

○ 実績指数が高いほど、平均在院日数は短い傾向、在宅復帰率は横ばいかやや高い傾向。

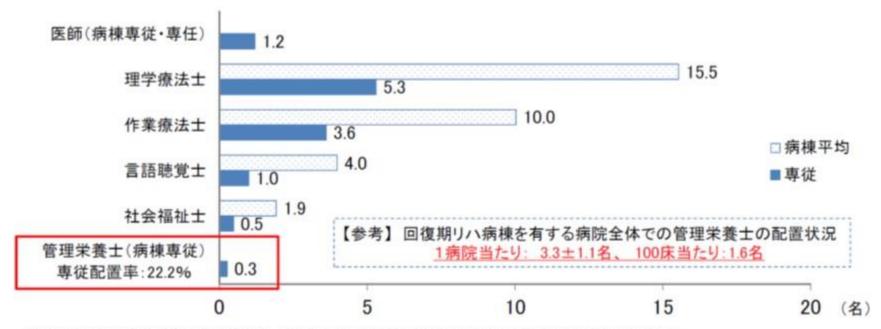


※ 回復期リハビリテーション病棟のうち、一定のリハビリ提供実績を有する病棟(過去6か月間に退棟した患者の数が10名以上で、入院患者に対して 提供されたリハビリテーション単位数が1日平均6単位以上である病棟)について分析。実績指数27未満については、n=1とサンブルが少ないためグ ラフに示していない。

出典:診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成29年度調査)速報値

回復期リハビリテーション病棟における職員配置の状況

- 回復期リハビリテーション病棟(調査対象:1,058病棟)の職員配置数をみると、管理栄養士の平均配置数は1病棟当たり0.3名であった。病院全体の配置数でみると、1病院当たり3.3名(100床当たり1.6名)であった。
- 回復期リハビリテーション病棟のうち、管理栄養士を専従で配置している病棟は22.2%であった。



値は平成28年9月1日時点の常勤換算数: 同時点での回復期リハ病棟1病棟当たりの平均病床数:45.8±9.5床

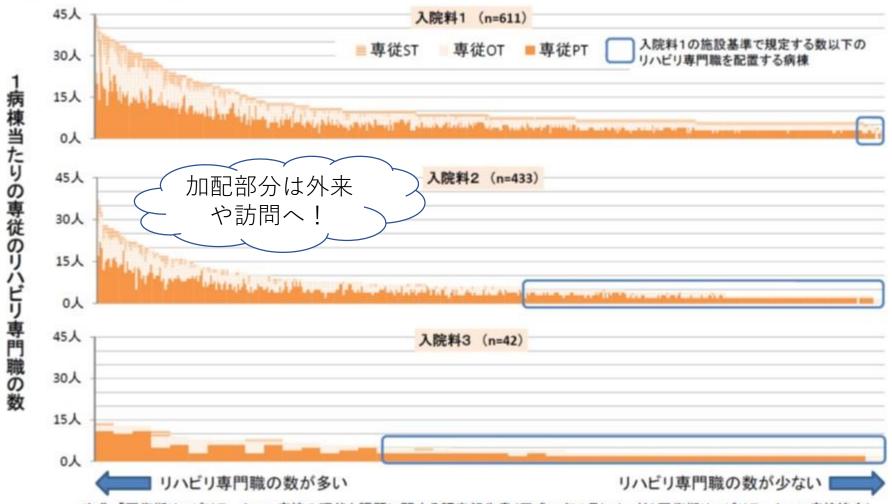
※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び社会福祉士については、内数としての病棟専従者に加えて1病棟当たりの平均配置人数も記載

図 回復期リハ病棟における主な人員配置(看護師を除く)の状況

出典:「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書(平成29年2月)」(一社)回復期リハビリテーション病棟協会

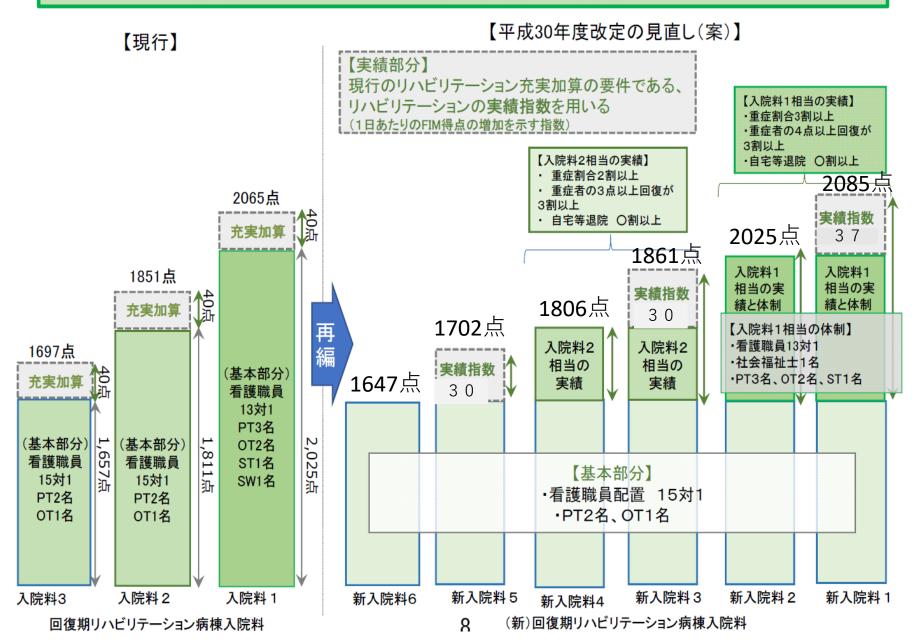
回復期リハビリテーション病棟における専従のリハビリ専門職の配置状況②

○ 入院料2や3であっても、一定割合の病棟は、入院料1の施設基準で規定する数よりも多く、病棟専従のリハビリ専門職を配置していた。



出典:「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書(平成29年2月)」(一社)回復期リハビリテーション病棟協会)

回復期リハビリテーション病棟入院料の再編・統合のイメージ



FIMを上げるには? 排泄リハ・嚥下リハに着目!

Functional Independence Measure (FIM) によるADL評価

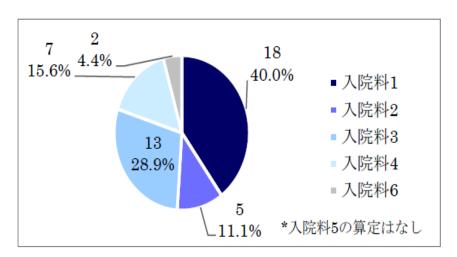
- ✓「運動ADL」13項目と「認知ADL」5項目で構成
- ✓ 各7~1点の7段階評価(合計:126点~18点)

自立	7点	完全自立
HП	6点	修正自立
部分介助	5点	監視
介助あり	4点	最小介助
Cicologil	3点	中等度介助
完全介助	2点	最大介助
元土川助	1点	全介助

	運動項目								認知項目						
	t	マノレン	ケア	7		排	泄	移乗	移動 コミュニケーション 社会					会認	識
食事	整容	清拭	更衣 (上半身)	更衣 (下半身)	トイレ動作	排尿コントロール	排便コントロール	ベッド・椅子・車椅・シャワー	歩行・車椅子	階段	理解(聴覚・視覚)	表出(音声・非音声)	社会的交流	問題解決	記憶
	計42~6点 計14~2点 計2						~2点	計21~3点	計14 ⁻	~2点	計14~2点 計21~3			3点	
	運動項目 計91~13点 認知項目 計35~5点														
	合計 126~18点														

回復期リハビリテーション病棟

(図表 27) 入院料の算定状況 (n=45)

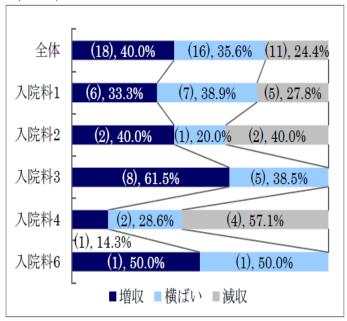


(図表 28) 改定前後の算定入院料の状況 (n=45)

	改定前(回復期リハビリテーション病棟入院料)									
改定後	入院料 1	入院料 2	入院料 3	その他						
入院料1	17	1	-	-						
入院料 2	4	1	-	-						
入院料 3	-	13	-	-						
入院料 4	-	5	1	1						
入院料 6	-	-	2	-						

独立行政法人福祉医療機構 2018年7月調査 183病院

(図表 29) 前年同時期と比較した医業収益の変化 (n=45)



地域医療構想との関連で・・・

特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱い

特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、次のとおりそれぞれの機能として報告するものとして取り扱う。 その他の一般入院料等を算定する病棟については、各病棟の実態に応じて選択する。

高度急性期機能

○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

急性期機能

○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 医療を提供する機能

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療 やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の 意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は 難病患者等を入院させる機能

● 救命救急入院料

- 特定集中治療室管理料
- ハイケアユニット入院医療管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料
- 新生児特定集中治療室管理料
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新牛児治療回復室入院管理料

● 地域包括ケア病棟入院料(※)

- ※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が 主に回復期機能を提供している場合は、回 復期機能を選択し、主に急性期機能を提供 している場合は急性期機能を選択するな ど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に 照らして、医療機能を適切に選択。
- 回復期リルト・リテーション病棟入院料

● 特殊疾患入院医療管理料

- ◆ 特殊疾患病棟入院料
- 療養病棟入院基本料



医療と介護のクロスロード to 2025

- 2月20日緊急出版!
- 2018年同時改定の「十字 路」から2025年へと続く 「道」を示す!
- 医学通信社から2018年2月出版予定本体価格 1,500円 + 税



ご清聴ありがとうございました



フェース ブックで 「お友達募 集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索|



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで mutoma@iwhw.ac.jp